教育委員会議事録

平成27年8月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録 (平成27年8月定例会)

1	日	付	平成27年8月21日(金)				
2	場	所	海老名市役所703会議室				
3	出席	委員	教育長 教育委員 教育委員	伊藤 松樹 平井	文康 俊弘 照江	教育委員	岡部 二九雄 海野 惠子
4	出席職員		教育部長	岡田	尚子		
			教育部次長事務 代理	金指	太一郎	参事兼学校教育 課長	飛矢崎 義基
			学校教育課保健 給食係長	外村	智昭	教育指導課長補 佐兼教育支援セ ンター所長兼指 導主事	山川 勇
			教育指導課児童 育成係長	西海	幸弘	教育総務課主幹	仲戸川 元和
5	書	記	教育総務課庶務 係長	佐藤	哲也	教育総務課主事	魚谷 尚子
6	開会時刻		午後2時00分				
7	付議事件 日程第1		報告第13号	海老名市教育委員会関係職員の人事異動について			
		日程第2	2 議案第18号	海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について			
	日程第3		3 議案第19号	海老名市立図書館資料選定・除籍基準の改正について			

8 閉会時刻 午後3時29分

○伊藤教育長 本日の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会8月定例会を開会いたします。

それでは、会議を進めたいと思います。初めに、議事録署名委員の指名を行います。本 定例会の議事録署名委員は、規定により、教育長において、平井委員、岡部委員にお願い します。よろしくお願いします。

○両委員 はい。

○伊藤教育長 本日の日程については、すでにお配りした議事日程のとおり、教育長報告がありまして、報告事項が1件、審議事項が2件の計3件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは初めに、平成27年8月定例会教育長報告を行います。

まずは、主な事業として、7月24日の教科書採択定例会から、その後のことがずっと目にちを追って載せてあります。皆さんには日曜日の総合教育会議、本日もタウンニュースに記事が載っていまして、参加者からはよくわかったというよい意味でのコメントが載っていました。それで本日の8月定例会ということになっております。これをずっと見ていると、例えば教頭研修会、校長研修会とか、特別支援教育研修会Ⅱとか、県央地区小学校教育課程研究会、県央地区中学校教育課程研究会、教育方法改善研修Ⅲとか、理科指導法講座等ありまして、このように教員たちは夏に集中して研修を行います。

そのことが次ページの2番目に載っています。事業報告のとおり「教職員は、夏季休業中に多くの研究会・研修会を受け、自らの資質向上に努めています」ということであるのです。これの下の6行分なのですけれども、実を言うとこれは法で定められておりまして、教育公務員特例法という法律があります。その中で、教員は絶えず研究と研修に努めること、その教員に対して教育委員会は、例えば市教委もそうなのですけれども、研修を企画して実施しなければいけないということが書いてあります。それから、教員は研修の機会が与えられること、校外の研修とか長期研修も教員はすることができますよということで、こういう法律があって、普通の市の公務員とは少し違う立場で教育公務員特例法が出ていますので、教員が常に研修を受けて資質向上に努めるのは義務に当たっています。そういう意味でほかの職種の方よりも今のような形で、例えば校長、教頭とか、総括教諭とか、それら職種によって研修会がある。あとは希望研修とか地区の教育課程という先ほどのようなものです。教育課程研究会は現の学習指導要領の中でどのようなよりよい授業

を展開しているかということが、例えば県央地区なら厚木、座間、綾瀬、向こうの清川等を含めてここでやって、その先生たちが教科を割り振るのです。今年は、海老名は、小学校は国語と音楽で先生が発表しています。中学校は特別活動、外国語(英語)で、自分たちは昨年こういう授業をやりましたというのを皆さんに発表して、それをもとにみんなが話し合うような場面もあります。日々の中で担当者会などが平日でも行われるのですけれども、かなりゆったりした時間になります。平井委員もご存じのように昔は一方的な講義で、大学の先生などを呼んで、ずっとそれを何校も聞いている形式でした。今はすごくよく考えられていて、例えば今年の校長研修では、校長先生方が初めて中学校区に分かれて、自分たちの学区の子どもたちについて話し合って、どのような目標を立てられるかとか、そういうグループ討議・参加型のものがかなり進んでいます。今までも委員さん方に見ていただいたりもしましたので、これからも教職員研修の様子を見ていただきたいと思います。常に新たな知識を得て、自分の資質を向上するのは教職員の義務でありますので、そのようになっています。

続いて、3点目としては、小中一貫教育を進めているのですけれども、実を言うと、この7月30日付だと思うのですけれども、文科省から通知が届きまして、6月の学校教育法の改正で小中一貫教育の後で義務教育学校というものをつくることができますよということです。今までだと、学校は、小中学校とか、特別支援学校とか、そういうことで学校が規定されている中で、新たに義務教育学校という規定になりました。それに向かって取り組んでくださいということで出ました。ただ、現状では海老名で行っている小中一貫については、小学校、中学校という校種の中での小中一貫を考えています。この後、どの段階で義務教育学校としていくかというのはまた、我々は我々で法的に規則を変えなければいけないので、そのときはまた、皆さんにお諮りをしたいと思います。そうなると、実を言うと校長先生が1人になります。今2人いらっしゃる方を1人にするということです。

ただ、そういう中では、ある意味では人員的には経費の削減にもなるかもしれませんが、私としてはすぐには組み込む気はなく、それは例えば分離型です。現状、例えば有馬中と門沢橋小で行っていて小中義務教育学校はつくれるらしいのですよ。施設一体でなくても、隣でやっても、それを義務教育学校と規定することができる。校長はどちらかに1人いる。それもまた、おかしいですよね。幾ら進められるといっても。だから、まずは、小中学校の子どもたちの成長をどう見ていくか、また、教職員がその中でどのように授業を進めていくかということを研究する中で、もっともっと進んだ段階でまた、皆さんにお

諮りして進めたいと考えております。中には、この法令が出されたことによって、小中学校はみんな義務教育学校になるのではないかと新聞を読むと、そう思えたりもするのですけれども、現状ではそういう状況には海老名はないということでご理解いただきたいなと思っておりますので、この2点について報告をお話ししました。

私の報告に何か質問等、また意見がありましたらお願いいたします。事業報告も詳しく 行っていませんけれども、親子登山はどこかで言いましょう。私も山頂まで行ってまいり ましたので、そのことはよろしいですか。

○松樹委員 8月4日の防犯カメラ設置検討会議は今どのような進捗状況の中で、例えば 具体的にどこにつくとか、そういう話が出てきたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思い ます。

○伊藤教育長 これについては、まず、専門家の意見を聞くというのが1つありましたので、防犯カメラの設置について専門家と協議をしました。その後、学校からどこが危ないかというのを出していただいて、小中学校は、例えば今中と今小が出したのが重なっているとなると3になります。でも、学校は4、ほかはないかということで、今その協議を進めているところなので、もう少し固まった段階で皆さんにお諮りしたいなということです。その後、設置に向けてはまた、専門家の方にどの方向がよいかとか、この辺につけるのだけれども、どの高さにどのようにつけたほうがよいかということも十分研究して設置したい。でも、もう既に今年度予算であるものですから、私はできるだけ早くつけないといけないという気持ちはあります。

○松樹委員 大阪の高槻でも事件があって、ほとんどの事件を見ていると民間の防犯カメラに頼っているというのが日本の現状だと思うのです。もちろんプライバシーとか、いろいろな問題もあると思うのですが、やはり安心・安全を守るという観点の中で、より早い設置、場所等はそうやって検討委員会の中でやりとりしながら、できれば進めていただければなと思います。もちろん予算もある中ですので、今年度中にお願いしたいです。

〇伊藤教育長 もちろん今年度中にやるのだけれども、これが1月に設置されたらもったいないかと思うのです。

- ○松樹委員 なるべく早く設置していただければと思います。
- ○伊藤教育長 そう思っています。
- ○松樹委員 もう1点、教えていただきたいのですけれども、8月11日の海西中野球部全 国大会応援に行かれたかと思うのですが、どのような結果だったのですか。私、見ていな

いので教えてください。

○伊藤教育長 海西中学校野球部は、京都の学校だと思うのですけれども、一昨年度に優勝しているようなすごく強いチームとの対戦でした。試合自体は午後から行われて、保護者の方が同じようなTシャツを作ったり、また、吹奏楽部が応援に入ったりする中で、結果は後にして、親御さんは子どもたちのおかげで、余り経験できないとてもよい思い出をつくることができたのではないかなというのが私の最初の感想でした。親御さんもみんな1つになって、子どもたちも1つになって応援できた、この結果をつくってくれた子どもたちにまず感謝しなければいけないなと思いました。

試合自体は3対0で負けました。1回、2回、3回ぐらいは、向こうはそれなりに強くて、向こうのピッチャーはすごく大きい感じの生徒でした。海西中の生徒たちを見ると、そんなに中学生離れしているような感じではないのだけれども、粒ぞろいの子たちが対応して、ずっと0点に守っていました。実を言うと、海西中のほうが攻撃はチャンスがあったのです。あの辺で1点でも入っていると、向こうは強豪だから、逆に焦ってしまって。でも、4回に入れられた3点だけなのですよ。それもたまたま打って、当たり損ねのような当たりをぽんと1塁線のところにやったら、軟式なので、それが変にはねてしまって、スタンドに入って2塁打になるとか、向こうが少しラッキーでした。それなりに練習してきたからラッキーがあって、その中で3点入れられてしまいました。でも、その後は0点、0点で7回まで行って、惜しい感じでした。

1回ピンチで、ワンアウト満塁か何かのときに玄行監督が登場しまして、玄行監督を皆さんが応援していたら、玄行監督、振り向いて手を振ったという。そこでまた、みんな盛り上がりました。一番最初に戻りますけれども、そういう意味ではよい思い出になったというか、普段だと吹奏楽部が入って、急遽の応援なのでカードが出て、歌詞カードも私たちに渡されて、内野市長もいたのですけれども、2人で大声を出して、2人で少し浮いていたような気がしていますけれども、応援しました。

○松樹委員 一番最初に教育長がおっしゃったように、子どもたちに連れていってもらったといいますか、周りの方が子どもたちのおかげと言ったら言い方はあれかもしれないのですが、第2、第3の全国大会に行ける子どもたちが育ってくれるといいなという気がします。

済みません、ありがとうございました。

○伊藤教育長 いや、どういたしまして。

- **〇岡部委員** 研修をする義務があるというので、満遍なく研修が行き渡るようにはなって いるのですか、仕組みとしては。
- ○伊藤教育長 そうですね。ただ、研修自体は国が決める年次研修というのがありますので、例えば初任者への研修は、1年目は確実にやる。2年次研修は海老名が独自に行っていたのですけれども、それに県が乗ってきて、今2年次研は県と合同で行っているとか、5年次研修、10年次研修、そのたびに全ての研修がみんな課せられています。
- ○岡部委員 では、毎年1回は受けなければいけないとか、そういう意味ではないのです ね。
- ○伊藤教育長 ほとんどは担当者会とか何かで割り振られるし、教育課題研修会ですと、教科数ありますので、どこの学校も全員の先生が参加して、そこで受けた講義を学校に戻って紹介するというシステムになっています。もう今では多くの先生たちが研修を受けないで1年間過ごすというのは、よほどうまくすり抜けない限り、そういうことはないです。
- ○岡部委員 そういう人はペナルティーとかあるのですか。
- **○伊藤教育長** ペナルティーはないです。ただ、決められた研修がほとんどであります。 あと、先ほどの理科は希望研修ということなので、希望で研修できますので、研修の機会 はあるということです。
- ○平井委員 7月28日にまちづくり戦略研修会というのが入っているのですが、少し概要をお知らせいただければと思います。
- ○伊藤教育長 山口県防府市の松浦さんというとても有名な市長が、内野市長が夕方から 全国市長会の副会長という関係もあって来られました。防府市長は人づくりが大事だとい うことで、小中一貫教育を重点に取り組んだりするような方なのです。実を言うと教育支 援センターに興味を示されて、そちらにも行かれて、山川教育指導課長補佐に案内しても らったり、または支援教室に入って担当の先生と話したり、本当に教育にすごく熱心な方 というか、山口県、長州という流れはあるのでしょうけれども、そういう方でした。その 人の考え方を市の幹部たちが聞いたということです。ですから、財政再建のために構造改 革にもいち早く取り組んで立て直しを図り、なおかつ教育に力を入れて、教育で市政、人 材育成を図っているという感じの方です。
- ○海野委員 今回の研修で長期研修は行われましたか。
- ○伊藤教育長 飛矢﨑学校教育課長、今年は長期研修に教育センターへ出ていますか。

- ○学校教育課長 中学校から1人英語科の教員が出ています。
- **○伊藤教育長** 要するに職を離れて研修できるので、例えば1年間、県の教育センターに 研修に行くとか、1年間大学院に研修に行くとか、そういうことが教職員には許されてい るということです。もちろん戻るということを前提にした研修です。あとは来週の月曜日 から3泊4日の白石と登別に行くのも、ある意味長期研修。要するに職場を離れての研修 ができますよというのが法的に認められています。
- ○海野委員 最近海外研修とか、そういうのはないのですか。
- ○伊藤教育長 海外研修はないですね。以前は文科省も県もそういう制度があったのですけれども、今はないです。

あと、自分で希望すれば自己啓発の研修というのが教職員には認められています。例えば海外の語学学校に行って英語の研修をするとか、そういう方も現状ではいますか。

- **〇学校教育課長** 自己研修を募集したときにフィリピンに行った教員がいます。
- ○伊藤教育長 そういう方もいらっしゃいます。職は保障されて研修に行けるということです。

他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○伊藤教育長 では、ご質問等もないようですので、よろしいですか。
- ○各委員 異議なし。
- ○伊藤教育長 これで教育長報告を終わります。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

初めに、日程第1、報告第13号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

それでは、教育部長、説明をお願いいたします。

○教育部長 それでは、日程第1、報告第13号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。

本件は、海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容でございますが、資料の2ページをご覧いただきたいと存じます。平成27年7月31

日付、係長級1名でございます。これは、同日7月31日まで学校教育課保健給食係長が食の創造館長を兼ねておったものを、8月1日に食の創造館において指定管理者制度がスタートしたことに伴いまして兼務を解いたものでございます。

- ○伊藤教育長 今説明がありましたけれども、質問、ご意見があればお願いいたします。
- ○海野委員 質問ではなく、希望なのですけれども、ここで指定管理者制度がスタートするということで、新たに食の創造館として一本立ちしていくと思うのです。きちんと食の創造館という立派な名前があるので、もっと市民の方に知名度というか、そういう給食をつくっているところがあって、危機管理のためにつくられたということをもっとアピールして、もっといろいろな面で食の創造館を活用していただけるようにぜひ希望したいと思います。これは希望です。
- ○教育部長 この8月から指定管理者制度がスタートしまして、指定管理者でもいろいろな創意工夫をしてくださいという話を私ども協定の中でしておりますので、市側としては今、教育部次長と学校教育課長、保健給食係長の3人で話し合った中で、指定管理者と協議していろいろな工夫を出してほしいという話で進めていますので、今後はPRと活用について促進を図っていきたいと思っております。
- ○海野委員 よろしくお願いします。
- ○松樹委員 外村保健給食係長から食の創造館長が外れるということで、新たに相手の指定管理者の方が館長になられると思うのですが、できればあちらの会社のお名前と役職を教えていただければと思います。
- ○教育部次長事務代理 新たな館長につきましては嶋倉利春さんです。東洋食品では支店の位置づけになるということで、従前は海老名店の総括だった方が当たるということでございます。
- **○松樹委員** この方が館長になられているのですね。今、海野委員からもありましたけれ ども、ぜひ活用を希望します。もちろん除去食をつくるのが大前提で、口に入るものなの で、よりやりとりを密に行っていただきたいなという部分と、創造館という名前のとおり の使い勝手をプッシュしていっていただければと思いますので、よろしくお願いします。
- **〇平井委員** 工夫については話し合いをしているということなのですが、そういう話し合いについては定期的に持っているのか、今後話し合いを持っていくのかが1点。

指定管理になって、今までと少しシステムが違うと思うのですが、私が現場にいたころには給食献立作成委員会とか、物資購入選定委員会とかがありまして、先生方や保護者等

がその会議に入って、給食センターと話し合いをして、子どもたちによりよい給食をということでやってきているのですが、今はどのような形になっているのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○教育部次長事務代理 1点目の指定管理者との協議ということですが、人選については確定していませんけれども、毎月1回、経営会議ということで指定管理者の責任者と市の責任者として、給食を担当する課長、係長で経営内容、あるいは給食の実際の運営などについての協議を進めていく、かつ情報交換を進めていくというふうに考えてございます。

2点目の食育担当者会議等の件ですけれども、現在も献立作成研究会及び食育担当者会議というのがございまして、年に3回開催をしています。この中で先生方にも参加をいただいて、そのいただいた意見を給食に反映するような仕組みで運営をされてございます。物資購入委員会についても継続して開催してございまして、その中で給食物資の選定を行っているところでございます。

〇伊藤教育長 ほかにはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇伊藤教育長** それでは、ご質問もないようですので、報告第13号を承認することにご異議ございませんか。
- ○各委員 異議なし。
- ○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第13号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第18号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

教育部長より説明をお願いします。

○教育部長 それでは、日程第 2 、議案第18号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。

本件は、海老名市立中央図書館が大規模改修工事を今行っております。これに合わせまして、開館時間、業務内容等について見直しを行いたいため、同規則の一部を改正することについて議決を求めるものでございます。

主な改正点の説明でございますけれども、こちらは添付の議案書の7ページから12ペー

ジまでで新旧対照表をつけております。こちらをもとにご説明を申し上げます。

まず、7ページの第2条です。この表の右側が現行です。左半分がこれから改めたいという案でございます。7ページの第2条、これまで「図書資料」と表記していたものを図書館法の表記に合わせまして「図書館資料」と改めます。それとともに、社会情勢の変化等を踏まえまして、電子データなどを図書館の資料として追加するために「(電磁的記録(電子式方式、磁気的方式、その他人の近くによっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)」という表記を追加するものでございます。

また、同じく7ページですけれども、自動車文庫の事業を廃止することになっておりまして、その部分、第3条第1項第9号、中央図書館の事業としている自動車文庫の規定を削除するとともに、少し飛びますけれども、11ページにも、左の一番上ですけれども、自動車文庫の規定がございます。こちらにつきましても削除をするものでございます。

7ページにもう1回戻っていただきます。今度は第3条ですけれども、中央、有馬両館におきまして「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興」という機能を明確にするため、中央図書館の事務事業を規定する第3条第10号の表記を改めます。それとともに、改めた上で第9号に繰り上げます。

8ページの有馬図書館の事業を規定しております第4条でございます。こちらにも新たに「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図ること並びに視聴覚資料及び視聴覚機材の活用に関すること」を規定いたしております。

続きまして、9ページ、第7条で定めております開館時間についてですけれども、これまで中央、有馬両館とも開館時間を午前9時から午後7時までとしておりました。これを中央図書館の開館時間を夜、2時間延長しまして、午後9時までとしたいことから、開館時間を定める第7条第1項を2つに分けて、第1号で中央図書館の開館時間を午前9時から午後9時まで、第2号で有馬図書館の開館時間を午前9時から午後7時までとしたいことでございます。

9ページ、第9条でございます。複写することができない図書館資料におきまして、既 にもうカセットテープというものがないものですから、これを削除する。

また、同じく9ページでございますけれども、館外貸出しを受けることができる者を規定する第11条におきまして、国内に居住する者全体を対象としたいということに伴う改正、9ページから10ページにかけて館外貸出期間及び貸出数を定める第13条を定めておりますけれども、これを市内小中学校への積極的な貸し出し等を視野に入れまして、これま

で50点と規定しておりました団体の貸し出し数を200点以内と改めたいものでございます。

続きまして、10ページ、第14条です。館外貸出しの手続を定める規定ですけれども、ここで「貸出券」とあるものを、Tカードによる図書館利用というものも加える予定でございますので「貸出券等」と改めたいものでございます。

11ページでございます。第18条、視聴覚室等の使用申込みについてですけれども、このたびの改修に伴いまして、視聴覚室、会議室を廃止したことに伴って、これを削除することでございます。

附則ですけれども、この規則は、平成27年10月1日から施行したいものでございます。 以上が議案第18号でございます。

- **〇伊藤教育長** それでは、ただいま図書館条例施行規則の一部改正についての説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等あればお願いいたします。
- ○岡部委員 二、三質問をしたいと思います。

休館日が規則では載っていないのは条例に記載されているからという理由なのか。

宅配便で届けるようなことがあるのですけれども、宅配便の実費だけ負担すればよいのですよということなのか。例えば本を宅配便でといったときには具体的にはどういう手続をとるのか。図書館にある資料ですよね、あくまで。図書館に行かないわけですね、宅配便で。具体的にどのようにするのかというのをお尋ねしたい。

もう1点は開館時間なのですが、今までは両方の館が同じだったので特段目立たなかったと思うのですが、今度中央図書館が2時間延びるということで、有馬図書館を主として利用していた人たちにとっては中央図書館までなかなか行きませんから、自動車文庫はもうないですということになると、サービスが向上したという実感が余りないのではないかなと思うのです。しかし、費用対効果とか、いろいろ総合的に判断した結果だろうと思うので、これはこれで1つの結論だろうと思うのですが、これからも指定管理者との話し合いが続いていくと思うので、そういう中で、私としては、宅配便は宅配便として歩行が難しい人には非常によいと思うのです。例えば両館を午前、午後1回ずつ車を走らせるというのは、そんなに時間がかからないのではないかなと思いました。有馬図書館へ行って、自分の欲しい図書がなくて、中央図書館にはありますよという場合、午前中に行ったら午後の便ではそれが届くとか、午後に行ったら翌日の午前中にはそれが届くとか、何かそういうぐらいのサービスができないものかなと思いました。

もう1点は、有馬図書館が中央のミニ版というか、分館のような位置づけにとどまるのでは、少し寂しいなと思います。この分野の蔵書とか企画は、有馬図書館は県内でもトップクラスですよみたいな存在感というか、ほかと差別化を図ったような存在感の持てる図書館にならないものかなと思いました。具体的に何をどうしたらよいというのはないのですが、蔵書でもいいし、何でもよいのですけれども、この分野は有馬図書館へ行かないとないよとか、そういうものがあるとうれしいなと思いました。

○教育指導課児童育成係長 まず、休館日の記載の部分でございます。休館日については 条例で定めており、中央図書館の休館日は原則として設けないという記載になっておりま す。有馬図書館につきましては毎月第2、第4、第5月曜日、もしくは国民の祝日に当た るときにはその次の日が休館ですよといった記載で、条例で休館日を定めております。

次いで、宅配サービスにつきましては直接施行規則等には載せていませんが、宅配便の要領などを定めまして、その基準を明確にしていきたいと考えております。その中で、両館との連携という部分でございますが、現実に中央と有馬との図書の運搬の連携は図られております。ただ、それが本当に半日という短い時間でというのはなかなか難しい部分があろうかと思いますが、今サービスポイントがいろいろなところにできています。えび~にゃハウスであったり、かしわ台連絡所であったり、幾つかサービスポイントができておりますので、多くの方がインターネット等で図書の申し込みをして、受け取り場所を指定するといった仕組みになっています。そういう中で中央にある本、有馬にある本を行き来させながらサービスポイントに移動させるといった部分がございますので、そういった部分でカバーできるのかなと感じております。

開館時間につきましてですが、2館で終了の時間が少し違うのはという部分でございますが、今回リニューアルする中央図書館につきましては、図書館の特性を生かして、今回さまざまな要素の機能が入ってございます。会社帰りの方なども有効に活用できるような時間帯で設定してございます。有馬図書館につきましても19時ということで、1年前に時間帯の変更をさせていただきましたが、そのとき、週のうち半分ぐらいは5時15分に閉まってしまうような時間設定だったところを、今回指定管理者の導入に伴いまして19時まで延長するという形になり、地域性を生かした形で運営されるものと思っております。

有馬図書館の特色といたしましては、やはり中央図書館と比較いたしますと児童の利用が非常に多くございます。そういった利用に鑑みまして、19時という設定は、現在のところ妥当ではないかなと思っているとともに、有馬図書館の特色といいますと、やはり中央

図書館と有馬図書館の2館を比べた中で、児童向けの図書館にウエートを置くのが特色としてはあろうかと思っております。

- ○伊藤教育長 有馬図書館は今までも、今回も休館日等を設けています。ただ、それもその前の時間、先ほど担当からありましたけれども、夕方にはもう閉まっていた図書館を19時ぐらいまであけるということなのです。中央図書館はさらに駅の近くで利便性のあることから、そちらでサービスの向上を図ったという意味で、そこで少し差が出たのかなというところはあると思います。
- ○岡部委員 よくなると、よくなったほうに、そちらが標準になってしまうような感覚を 持つのではないかと思いますが、人がいないのに人を置いておくというのもどうかなと確 かに思うのですけれども、宅配は費用がかかるのでしょうか。
- ○伊藤教育長 現状で今、開館に向けて指定管理業者の提案と我々で調整を図っていると ころなので、有料です。児童育成係長、1回に、何冊宅配できるのですか。
- ○教育指導課児童育成係長 1回に借りられる冊数はこの要綱の中にも入っていますが、 お一人10点となりますので、10冊までは宅配できます。往復での利用の場合には現行1,00 0円と設定してございます。片道の受け取りだけのサービスは350円という金額で自宅まで 届けられます。あと1つ、返却だけというサービスがございます。返却だけのときには、 例えば図書館で借りる際に返却は郵便で返しますというものであって、極端に言うと、市 内に在住されている方はその利用は余り少ないと思われますが、例えば県外から来られる ようなお客様に対しては、返すときは宅配で返しますよというようなサービスがございま して、こちらは500円というような設定で今検討しているところでございます。
- ○岡部委員 実費がかかるのはしようがないかなと思うのですけれども、本来、図書館の 資料は無料で借りられるわけですよね。有馬図書館へ行けば届いているというのであれば よいですね。
- ○伊藤教育長 それは可能です。
- ○岡部委員 可能なのですか。
- **〇伊藤教育長** はい。それは可能です。ただ、先ほどあったように、申し込みをしてあれば、えび~にゃハウスや駅、あと柏ケ谷の部分は可能です。

あとは、先ほどの宅配については何らかの条件がある方々には無料です。例えば障がい 等があって行くことが難しい。今はどこの部分でそれを無料にするか、調整を図っている ところですけれども、そういう意味の配慮はあります。だから、全員がそうではなくて、 何らかの条件が合う人は宅配料はなしということで進めたいと考えております。

○海野委員 今後新しい図書館をオープンして、児童や高齢者から、さまざまな年齢層の 方がこれからどんどん利用していかれることを期待したいと思いますけれども、そのため には、新しい図書館が誰にでも優しい雰囲気づくりを醸し出していっていただければなと すごく希望いたします。

第15条に自動車文庫は廃止とうたわれておりますが、自動車文庫の廃止によって弊害が 多分あると思うのですけれども、利用者への不便な点をどのようにこれから補っていかれ るおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

- ○教育指導課児童育成係長 確かに自動車文庫はこれまで市内を巡回しておりましたので、一定の方にはサービスの低下になってしまうという部分もございますが、これまで自動車文庫を運行していた中で、人件費や、車両維持費用だとかという一定の費用対効果の中で廃止を決めさせていただいております。実際に図書館が遠くて、ご不便をおかけしてしまいますが、指定管理者との協議の中で、できるだけこれまで自動車文庫が走っていたようなルートに、今回自動車文庫がなくなることによって除籍本が出てまいりますので、そういったものを活用しながら街角図書館といった、そういったサービスを増やせたらということで今検討を進めているところでございます。
- ○海野委員 それは、どのようなルートを走っていたのでしょうか。改めてお聞きしてよろしいでしょうか。
- ○教育指導課児童育成係長 東柏ケ谷から国分寺台、大谷など月2回、ポイントしては10 地点ほど走っておりました。南部のほうは走っていません。
- ○海野委員 走っていないのですね。以前に1回、三島神社のところに停まっていたような気がしますが違いましたか。
- ○伊藤教育長 基本的には東柏ケ谷に行って、東柏ケ谷地区は部分なので、東柏ケ谷小学校によく停まっています。あとは国分寺台、高齢の方ということもあるので。
- **〇海野委員** なるべく支障のないように、図書館を利用できない方のためにもいろいろと これから配慮していただければと思いますのでよろしくお願いします。
- ○平井委員 団体貸し出しが200点以内ということで冊数が増えています。今いろいろな話し合いの中で出ていますが、自動車文庫がなくなると、子どもたちが結構利用していたのではないかなと思うので、地域の公共施設等にそういうものを配置していくことができないですか。やはり学校図書館では限られていますので、それ以外の多くの本を子どもた

ちに読ませてあげたいなという気持ちもありますし、活用していた子どもたちも多いのではないかなと思うので、そのあたりの公共施設を使って、今後地域の人たちにという考えは指定管理者と話し合いなどされているのでしょうか。

○教育指導課児童育成係長 団体貸し出しが増えるということで、これまでも50点という 点数で学校などに団体貸しをさせていただいて、学級文庫等に活用を図っていたところで ございます。こちらを200点に増やすことで、さらなる充実が図れるものと考えております。地域でもというお話でございますが、先ほどもお話ししたように現在自動車文庫を廃止するに伴いまして除籍本というものが出てまいります。この除籍本を活用しながら現在 公共施設、特にはコミセンなどを所管する所管課とも調整を図りながら、コミセンの一角 に図書を置いて、本のサービスができないかということで現在調整を図っているところで ございます。

〇平井委員 少し寂しいのは除籍本ということなのです。やはりもっと新刊とか何かを子どもたちや地域の人たちに提供できるようなシステムもぜひ今後話し合いの中で話題にしていっていただけたらと思います。

○伊藤教育長 除籍本の活用なのですけれども、除籍本は除籍本で、新刊は新刊で、例えば学校を経由して子どもたちが1カ月間、それを自分の学校に中央図書館からどんと借り込んで先生たちがやりとりする。学校には学校の図書支援員が、要するに指定管理の図書支援員が週に何回か来ていますので、子どもたちは大丈夫だと思うのです。逆に言うと、地域の人たちがその地域の中で団体として借りたりすると、その中で図書のやりとりをしなければいけないので、それが1つの手間とは言わないけれども、業務がその中で発生するものですので、地域の施設等があったときに、その業務を誰かがその中でやってくださればというところはあるのですけれども、その辺はこれから調整して進めなければいけない部分かなと思っています。

それと、自動車文庫と同じぐらい新たなものがどんと、例えばその中の人がよく来る人のニーズを聞いて、では、今度1カ月間、これを借りてきますということもこれからの1つの考え方ではあるのかなと思っています。除籍本は除籍本で、どこかの市みたいに除籍してなくなったというわけにはいかないので、それをどう活用するかは必要なのです。自動車文庫の本は、これぐらいの厚さのリストがあったのですけれども、見てみると、ほとんど児童書なのですよ。子どもたちの本なのです。だから、あれが学級文庫か何かに入っていたら子どもは喜ぶだろうなと思って、除籍本は各学校というか、学級。その後は丁寧

に使う。それを戻す、戻さないよりも、学級に児童書をどんどん配れたら、これはおもし ろいなと思ったりもしたのです。

学級文庫なら、貸し借りは子どもたち同士でやるし、図書係か何かで。家へ持って帰る だろうと思うので、そういう意味では、それを有効に活用することが必要だなと思いまし た。

- ○松樹委員 今の関連で、児童書を選ぶ、学校へ通っている子どもたちは図書館で耳にすると思うのですが、例えば幼稚園生だとか、子どもが小さくて、なかなか図書館まで行けない親御さんがいる場合、物がわかっていれば、借りるのはネットで申し込んで、お金があれば宅配便で配達してもらうという方法もあるかもしれないのです。本に触れるといいますか、いろいろな本から選ぶわくわく感などが自動車文庫のメリットだったところなのです。ここで廃止をされるという中で、その子どもたち、大人も含めて、いろいろな中で模索していて、代替とまではいかないかもしれないけれども、ニーズに対応できるようにしていきたいというお話をいただきましたので、いろいろなところで本に触れる機会といいますか、行きたくてもなかなか連れていけない部分もあるので、柔軟に対応していただきたいという希望があります。宜しくお願いします。
- ○海野委員 今回の規則とは少し離れてしまうのですけれども、今、有馬図書館の駐在の 方が学校図書室のほうに支援に行かれているということなのですけれども、どのぐらいの 割合で学校を回っていますか。
- ○伊藤教育長 今は1週間に2日だったと思います。週2回ですよね。
- 〇教育指導課児童育成係長 週2回です。
- ○海野委員 1つの学校にですか。
- ○伊藤教育長 もちろんです。
- ○教育指導課児童育成係長 1つの学校に週2回です。
- ○伊藤教育長 どこの学校も週2回は図書支援員が1日入っているということです。
- ○海野委員 あと、授業で先生方がその支援の方と一緒に図書を活用していただければよいですね。
- **○伊藤教育長** 昨年度から業務委託になって、その制度が入って、今年で1年経ちまして、学校からはすごく好評です。それが大分進んできています。この前も館長が私のところに来られたときに話したのですけれども、たまたま授業改善で1日、今泉小に行きました。そのときに私は、図書室はどうなっているのかなと思い見にいきました。そうしたら

図書支援員がたまたま来ていて、子どもたち、6年生がバーっと入ってきて、「ねえねえ、この本で何を調べるの?」、「どこにあるの?」と言ったら、支援員が行って一緒に探して、めくって、こんな本もある、あんな本もあるよとやっているし、今までと全然違くて、すごく評判がよいです。だから、今は2回なので、これが3日行ったらもっとよいのだろうなということは私、個人としては思います。子どもたちもすごく気楽に、ふだんだったら先生はあそこにいないので。図書委員会の子どもたちがいて、貸し借りはするのですけれども、そういう担当の方がいらっしゃって、本のことで相談ができるという環境はすごくよい環境だなと思います。好評ですので、頻度が高いほうが絶対よいですので、それはもう少し考えます。

それでは他にはよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇伊藤教育長** ご意見等もないようですので、議案第18号を採決いたします。 この件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- ○各委員 異議なし。
- ○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第18号を原案のとおり可決いたします。

〇伊藤教育長 次に、日程第3、議案第19号、海老名市立図書館資料選定・除籍基準の改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、日程第3、議案第19号、海老名市立図書館資料選定・除籍基準の 改正についてでございます。

本件は、平成23年1月12日に定めました図書館資料の選定及び除籍に関する基準を海老 名市立中央図書館の大規模改修に合わせまして見直しをしたいことから、議決を求めるも のでございます。

主な改正点は資料14ページにございますとおり、4点ございます。1つ目は視聴覚資料のうち16ミリ映画フィルム廃止に伴う削除、2つ目は自動車文庫廃止に伴う自動車文庫用資料の削除、3点目は新たに導入する視聴覚サービスを踏まえた文言整理、4点目として除籍に関する留意事項の追加及び除籍資料の活用変更の明確化でございます。

内容につきましては、議案第18号同様、新旧対照表をもとにご説明申し上げたいと思い

ます。

19ページから23ページにかけてでございます。先ほど同様、左半分が改正案、右半分が現行、今までの基準でございます。

それではまず、19ページ、第1項第4号号中「16ミリ映画フィルム」を削除したいと思っております。

同じく19ページ、選定基準の中に「基本図書資料」と「基本図書」という表記が混在しておりました。これを「基本資料」に統一するため、第2項第1号、23ページの第6項第1号も整理しております。

次に、20ページ、第2項第6号「自動車文書用資料」を削除いたします。

なお、同じく20ページから21ページにかけてでございますけれども、第2項第7号、雑誌選定基準についてです。雑誌の選定基準というのは20ページの右側一番下に第7号となっております。新聞・雑誌の選定基準でございます。「雑誌は最新の情報を得られる資料として、趣味・娯楽に役立つものや、調査研究に役立つものを幅広い分野から選定する」とあったものを「雑誌は最新の情報を得られる資料として、市民の興味関心の高い分野や、調査研究に役立つ分野を幅広く選定する」と改めたいものです。

続きまして21ページです。第8号、外国語資料のところなのですけれども、「英語」と ありますものを「外国語」に改めた上で、第7号に繰り上げたいと考えております。

同じく21ページ、第10号の視聴覚資料中、1つ目の中点で「CDは趣味・教養・娯楽を中心に、音響資料の特性を活かした資料を選定する」とありますものを「CD等の音響資料は趣味・教養、娯楽を中心に、各分野にわたって選定する」に改めるとともに、第9号に繰り上げること。

第3項第2号中の「及び自動車文庫」の表記を削除すること。

そして、次ページの22ページでございます。第3項第5号、選定の対象外とする資料から「・楽譜」を削除、つまり楽譜を選定の対象とするとともに、ただし書きとして「ただし、図書館長が認めたものはこの限りではない。」を追加するもの。

22ページから23ページにかけてでございますけれども、除籍基準を規定する第5項第3項中「利用頻度が低くなり、類書があるもの」を「利用頻度が低くなり、複本・類書があるもの」と改めること。

除籍に関する留意事項を第6項第3号で規定しておりますけれども、ここに「特に郷土 資料の除籍については、十分留意のうえ行う。」の表記を追加してございます。 23ページです。除籍資料の活用を明確にするために、それを規定する第7項を「除籍資料は次のとおり活用する。」として、第1号「市内小中学校又は団体からの申し出に応じて優先的に除籍資料を提供する。」、第2号「(1)に該当しない除籍資料については、リサイクル資料として市民等に提供する。」、第3号として「(1)及び(2)によっても活用がはかれないものは資源として分別し、処分する。」としたいものでございます。第7項第1号の「市内小中学校又は団体から」とございますけれども、この団体につきましては、先ほど担当が少し説明をさせていただいたとおり、コミュニティセンターなどと今、除籍資料の活用につきましても協議が始まっているところでございますので、このあたりも踏まえた表記とさせていただいております。

附則でございますけれども、この基準は平成27年10月1日から施行したいものでございます。

以上が議案第19号でございます。

○伊藤教育長 ただいま説明がありましたが、委員からご意見、ご質問等あればお願いいたします。

○岡部委員 何点か、国分寺関係資料というのがあります。資料の種類があります、20ページの(5)。これは海老名に国分寺があったということで、全国には国分寺のあったところがたくさんあるわけですけれども、ほかのどこの自治体でも同じような位置づけになっているのか、それとも海老名のオリジナルなのかなと思いました。郷土資料と分けているというのは何か理由があるのかなと。

図書館協議会がないと聞いているのですけれども、もともとないのか、あるいはかつてはあったのか、その辺の事情を教えていただければというのが 2 点目です。

図書館には司書を初め専門職がいるわけですけれども、その研修等、先ほど海野委員からも気持ちのよい応対というか、質のよい本を選ぶためにも研修等は必要だろうと思うのです。一義的には指定管理者が自らやることだろうと思うのですが、教育委員会としての何か関わりがあるのかというのが3つ目です。

図書館の運営状況に関して評価をする、私、教育委員をしていて思っているのは、毎年度、教育委員会が行う四次総に基づいた実施計画の中に図書館のも入っていますよね。ああいう中で評価をするのか、あるいは図書館はまた別に教育委員会として評価をするのかどうか、その評価の中に市民が何か物が言えるような手だてがあるのかどうかと思いました。

選定基準とずれてしまうかもしれないのですが、わかる範囲でお願いします。

○教育部次長事務代理 4問いただきましたので、1点目と4点目についてお答えをしたいと思います。

まず、1点目の国分寺関係の資料ということです。他市の状況については、かつて国分寺があった場所を全て調べているわけではございませんが、近隣市の中では当然国分寺はございませんので、これは神奈川県内でも海老名市独自のものであると言っていいだろうと思ってございます。

4点目の図書館の運営状況の評価につきましては、こちら指定管理者制度を導入したということもありまして、文化会館であるとか、総合運動公園であるとか、他の施設でも同様でございますけれども、必ずその評価をする仕組みになってございますので、教育委員会が行う点検・評価の中で行うことも可能でございますし、別個に指定管理者としての評価も必ず行われると考えてございます。

2点目と3点目については担当から答えます。

○教育指導課児童育成係長 2点目の図書館協議会でございますが、以前は図書館協議会がございました。年数は定かではないのですが、平成23年か、24年ぐらいまで図書館協議会という協議会が図書館内にございまして、組織されておりました。図書に関する協議等はその中で行っておりましたが、図書館協議会がその頃廃止になり、図書館協議会の機能を社会教育委員という組織へ吸収するような形で図書館協議会が廃止されたという経緯がございます。メンバー的にも社会教育委員とかなり重なっていたような経緯があると聞いておりますので、当時はそういう流れで廃止されてございます。

司書の研修につきましてでございますが、基本的に指定管理に入る前の業務委託のときもそうでしたが、図書館の中では50%以上司書の配置をするような人員でお願いしてございます。研修につきましても指定管理者としてさまざまな司書の研修を行っておりますし、レファレンスに対応できるような研修も行ってございます。また、教育委員会との直接的な関わりといたしましては、やはり図書館を所管する上で県や図書館財団等から所管部署ということで、さまざまな研修等の紹介がございます。そういったものを受けまして、情報提供というような形で図書館側にも、個々の資質向上を図るためにぜひともこういった研修に参加しませんかということで、教育委員会からも研修参加について促しております。

○教育部次長事務代理 1点訂正と追加です。

まず、市民の意見を評価の中で取り入れることができるかということについて漏れていました。こちらについては教育委員会の点検・評価の中で外部委員として知見の活用を行ってございます。これは、教育委員会ではない、外部の方からご意見をいただくという仕組みになっておりまして、専門家の方々にご意見をいただくような仕組みになっております。

あと、指定管理の評価については各指定管理期間に応じてになりますけれども、指定管理者制度導入の評価ということで、一定期間が経過した後に評価がなされるという仕組みでございますので、先ほど期間について明言しませんでしたので、それについては訂正をさせていただきたいと思います。

○岡部委員 1点、図書館協議会については別に置かなければいけないということではないわけで、かつてはあったと今伺いました。だけれども、社会教育委員の会議でその機能は担えるということで今は廃止になっているということなのですが、役割としては、社会教育委員の会議で諮れば足りていると考えてよろしいのですか。要は図書館協議会を別にわざわざつくらなくても、社会教育委員会の会議の中で図書館のことを議題にして行っているから、今のところ特に役割が足りていないことはありませんという理解でよろしいですか。

○伊藤教育長 そういうことです。私自身が図書館協議会に何回も出たことがあるのですよ、実際は、年に1回、2回ぐらいというもので、図書館協議会自体が集まっていただいて、その中で図書の運営を、例えば業務委託なら1年間こうやってきましたとか、こんなことをやりましたということで、事業の報告、事業の経過を説明して終わるというのがもうほとんどでした。ならば、社会教育委員会で同じように事業報告を、例えば文化財に関わることとか、いろいろなものをやりますので、その中で図書館に関わるものをやっても同じような形かなという中で組み入れましたので、現状としては問題はないという判断のもとでございます。

○教育部次長事務代理 併せてですが、社会教育法の第 5 条の中に市町村の教育委員会の事務とございまして、第 4 項で「所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること」については、当該市町村の教育委員会が事務を行うということで、もともと教育委員会の中でもさまざまなご議論をいただくような規定がなされてございますので、図書館については教育委員会の中でもご議論いただければと思ってございます。

○海野委員 初歩的な質問で申しわけないのですけれども、図書館資料の選定とか除籍というのはどのぐらいの割合で行われていて、選定するときにはどの程度の希望を取り入れて選定するのでしょうか。

○教育指導課児童育成係長 図書の希望の部分ですけれども、お客様が利用される中、リクエストという形で声を聞き入れしてございます。ただ、全てのリクエストにお応えできていないのが現状でございますが、お客様が希望する本を入れてほしいというようなリクエスト的な形での制度はございます。除籍のリサイクルですが、やはり頻度としては年に何回か行いまして、除籍基準に合った条件のものを除籍しています。これまでは中央図書館等で、市民に提供できるリサイクル市のような形で除籍本を提供していました。年に4回とか、5回とか、そういう回数では行っていたと思います。

○松樹委員 今、岡部委員からあった評価の観点なのですが、社会教育委員の中で、例えば今の選定と除籍が議題に上がったときに、専門家の方がいらっしゃるわけではないので、例えばその方々が会議に入るだとか、図書館って専門的だと思いますので、おっしゃられている方が図書に関してそれだけの知識があるとは、なかなか難しいところがあると思います。そのような会議を開くときは入れて、うまく柔軟に対応して、しっかりと評価できるような、もっとこうしたほうがよいのではないかとか、この蔵書が少ないのではないかとか、いろいろな観点の中から評価して、ご意見が出るような形であってほしいなという気がしますので、希望として申します。

除籍に関して「特に郷土資料の除籍については、十分留意のうえ行う。」という文言を 入れていただいたのはすごく良いかと思います。図書館運営の中で市にとって郷土資料は 大切なものなのですが、なかなかわからなかったり、除籍された後では取り返しがつかな くなりますので、大変すばらしくて良いと思います。

2点ほど質問したいのですが、除籍資料の活用なのですが、「市内小中学校又は団体からの申し出に応じて優先的に除籍資料を提供する。」とあるのですが、文面はこれでよいと思うのですが、例えば実際の行動の中で除籍本が出たときに、学校にこういう除籍本が出たのですが、要りませんかというか、どうですかという話が行くのか、それとも学校の方でこういう本が欲しいのですがありませんか。という話が行くのか、どちらでなるのか教えていただきたいのが1点です。

もう1点、図書の選定なのですが、もちろん指定管理者の会社がやられるかと思うのです。ある程度ニーズがあって、受けて、時代背景とか、もちろんこれにのっとってやられ

るかと思いますが、そこのチェックといいますか、あくまでも向こうは営利目的の会社ですので、これは基準に合っていないのではないかとか、合っているだとか、そういうものを見る方はどなたかいらっしゃるのか、教えていただければと思います。

その2点、よろしくお願いします。

○教育部次長事務代理 実際に各小中学校や団体への働きかけについては、リストが上がってきますので、それはこちらからお出しするという形になると思います。

チェックについては、まず市としての選定・除籍基準がチェック事項になるだろうと思っています。これに従って指定管理者に選書事務を行っていただくような形になります。また、ここについては、CCCはもちろんですけれども、TRCという全国で非常に多くのシェアを占める図書館の運営会社が入ってございますので、そういった専門的な知識を持った司書の知見を活用しながら、最終的に選書していくような形になろうかと思ってございます。

- ○松樹委員 実際に今、全国の中でいろいろな指定管理者、業者が入られて、運営されているところがあると思うのですが、大概見ると、図書の選定でトラブルというか、結構多かったりもするのですね。新書ではなくて、新古書を入れていたりとか、単価の問題だったりとか、その辺もあります。もちろん市民の税金で購入する話ですので、その辺はやりとりの中でしっかりと見ていただきたいなという気がしますので、きちんと照らし合わせてなっているのかどうか。税金ですので、そのチェックはある話ですか。
- ○伊藤教育長 これ自体は、それも含めてやることが指定管理なので、そこを行政が全てやるとすると、指定管理にならないのです。ただし、そのことについての報告はこちらが受けるものでございますので、先ほどの食の創造館と同じように今きちんと、図書、要するに新書の購入を何冊します。どのようなものを購入したというモニタリングは十分に受けて、そのモニタリングの中で我々は指定管理、要するに契約の取り決めの中で関与できるとなっていますので、例えば除籍とか購入、選定に関しては注意して行ってまいりたいと思います。
- ○松樹委員 その点だけ留意して行っていただければと思います。
- ○伊藤教育長 先ほどの郷土資料は話し合いの中で半々、要するにこれを歴史収蔵館にそのまま置いて、保存しておくべきもの、図書館がぽんと除籍にしないで、市の歴史に関する資料館があるわけですから、必要なものはそちらに全部、除籍するのでもそこに移していくという形をとりたいなと思います。

- **〇平井委員** 「映像資料は、館内上映、館内貸出等の利用に供するときには許諾のあるものから選定する」とあります。この「館内上映」というのがどういうものなのか。館内で上映できるものなのかということなのですが、そうだとしたら、条例の中で今回、視聴覚室というのがないですよね。それとの関連性はどのようになっているのですか。
- ○教育指導課児童育成係長 今、現実に館内で上映できるのは有馬図書館です。そこには、視聴覚室という言い方はしていませんが、DVDなどを上映できるような場はございます。中央図書館につきましても視聴覚室という部屋はないものの、DVDなどスクリーンを使いながら今後活用していきたいと思います。フリースペース部分も使いながら、映像等のサービスを提供していきたいというのがもともとの提案の中にもございます。具体的にどのようにというところまではお話しできないのですが、そういった活用も図っていきたいという意味合いのものでございます。
- ○伊藤教育長 現状、有馬図書館の入ってすぐのスペースは、夏休み子ども映画会などをやっていて、子どもたちに子ども用のアニメなどを見せています。あとは、中央図書館で今考えているのは、映像という意味ではプラネタリウムがそういう形だったので、それは活用していきたいと思っています。あれは残っていますので、昔みたいな物を真ん中にぽんと何か置くという機能がありますので、そういう意味でも活用したいと考えております。
- **〇平井委員** ぜひそういう場所、フリースペース等を含めて確保できるような方向がよいなと思います。せっかくの図書館であるし、視聴覚資料を置いてくださるならば活用してほしいです。
- ○伊藤教育長 この中で16ミリのフィルムは、カタカタカタカタって音を鳴らして、それはそれでレトロでよいです。でも、現状はそれが全てコンパクトになって、例えば映画会とか何かだったら、コミセンとか、昔だったら小学校の体育館で幕をおろしてやるとしても、今はこれくらいのプロジェクターがあれば映ります。わざわざぐるぐる回して、ぼわっとしたものだから、その辺は技術革新とともに変わっていきます。でも、そのレトロな感覚を味わいたいと言うのならば、それはそれなのですけれども、映像を映すだけだったら、もうそんなことは必要ない時代になってきましたね。
- ○松樹委員 1点だけ、要望をよろしいですか。選定の部分、図書の購入の部分なのですが、指定管理者は図書にもちろんたけているので、年々図書の選定、購入金額、予算がだんだん少なくなっているような気がするのです。細かい数字は私もわかりませんけれど

も、こういう大変な時代なのですが、なるべく増やして、本と触れ合えるというのが一番だと思います。もちろん指定管理者に安く納入しなさいとか言っているわけではないのですが、いろいろな蔵書を素早く、少しでも安く購入できるというのも指定管理のメリットだと思いますので、全体の予算も含めた中で蔵書が増えて、また、予算もできれば増やしていただきたいなという希望があります。ここですぐ何か決められる話ではないのですが、それも少し考慮に入れて予算取りを行っていただきたいなと思います。要望とさせていただきます。

- **〇伊藤教育長** ここで蔵書数がかなり増えますので、今年度の指定管理、かなりの費用を そこに費やされています。要するに図書の購入費にです。
- ○教育指導課児童育成係長 指定管理料ということで、5年間の管理料は決まっております。その中で図書購入費は、平成26年度で4,000万円弱です。

27年度以降、残りの4年間については2,100万円という予算で推移しております。

- ○松樹委員 もとに戻るような形になるわけですね。金額は大体2,000万円弱ぐらいの推移だったかと記憶しているのですが。
- **○伊藤教育長** ここで 2 倍にして、蔵書を一気に増やします。だから、今まで地下は大抵が書庫でしたが、1、2 階だけで、2 階も学習室がほとんどですので、それが 4 階までになるので、それだけの図書はやはり必要になるし、地下も入れると 5 階分の本が開帳されるので、かなりの延べ冊数になると思います。
- ○岡部委員 22ページの寄贈図書について、今、年間どれぐらいの冊数が寄贈されている のですか。アバウトでいいのですけれども。(2)、(3)とか、ざっくばらんに言って、困っ てしまうなというケースもかなりあるのかなと思うのです。
- ○伊藤教育長 今、寄贈を受けている団体は国際ソロプチミストですね。
- **〇教育指導課児童育成係長** 具体的な冊数は把握できていないのですが、図書館の図書へ ということで、寄附等がございます。
- ○伊藤教育長 3団体です。
- ○教育指導課児童育成係長 今年ですと、国際ソロプチミストです。
- ○伊藤教育長 例年は、あとライオンズと平塚信用の3団体です。
- **〇岡部委員** 個人からも受けるのですか。
- **〇伊藤教育長** 個人は基本的に断っています。というのは、今までも自分の家が本だらけ になってしまったので寄贈したいという申し出があったりもするので、それは少し違うと

いうことで、基本的には既に今の時点では寄贈も含めて、購入も入れて蔵書としてやるので、個人からの寄贈というのはほとんどが今自分で所有しているものを寄贈したいということなので、個人は基本的に断っています。

- ○岡部委員 それが聞きたかったのです。「一般市民」と書いてあるので。
- ○教育部長 いろいろな事情で、勘案した結果、お断りをせざるを得ないような状況にもなろうかとも思いますけれども、基準としては「一般市民」というものも表記をしておきたいと考えております。
- ○伊藤教育長 団体でなくても、一般市民の方々からの寄贈で、例えば本の購入費として 運用してくださいということで、選定をある程度こちらに任せられたりする分にはよいの ですが、学者の先生が自分が今までずっと使っていたものを何とかしてほしい、ぜひ寄贈 したいというのは、さすがに困るのです。
- ○岡部委員 絵とかはないですか。
- **〇伊藤教育長** 絵は美術品というのが先ほどありますので、それはまた、よい絵があれば それを受けて、市民の方々に楽しんでもらえるというのはあるかなと思います。
- ○松樹委員 今の一般市民のところでおもしろいなと思ったのは、例えば絶版本だとか、 ぜひこれは図書館に置いておきたいという本だとかいっても、指定管理になったとはい え、では、探してきてくださいというのは、なかなか難しいものなので、このような本を 持っていませんか、図書館に寄贈してくれませんかというかたちで寄贈があるとおもしろ いのかなという気が私はしました。うちにあるけれども、今はいろいろ売るところはたく さんありますけれども、何かに活用してくれるのであればという方もいらっしゃると思う ので、ホームページがあられると思うので、例えばそのなものを作ってみるとか、それだ ったら一般市民の方も、ああ、私、この本を持っているけれども、読まないのでとか、家 に積んであるだけなのでとか、そういうものがあったらおもしろいかなと思います。もし よろしければ、提案をしてみてはいかがかなと思います。
- **〇伊藤教育長** そういう意味でしたら、考えてみたいと思います。 他にいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇伊藤教育長** それでは、ご質問等もございませんので、議案第19号を採決いたします。 この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- ○各委員 異議なし。

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第19号を原案のとおり可決いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会8月定例会を閉 会いたします。どうもお疲れさまでございました。